

議案審議状況

本会議・委員会から

第4回定例会 本会議

◆平成26年度狛江市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて

【提案理由】
地方自治法の規定により専決処分したので、承認を求める。

【主な質疑】
・衆議院選挙において立会人等の人件費は幾らか。

【結果】賛成全員の承認
◆狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】
行政職給料表(1)及び(2)を公民校差是正後のものに改めるとともに、期末手当及び勤勉手当の

平成26年度 狛江市一般会計補正予算(第5号)の主な内容(歳出)

(単位:千円)

総務費	総務管理費	初春まつり関係費、桜まつり関係費	1,227
		計算事務費	12,159
民生費	児童福祉費	生活困窮者自立支援モデル事業	2,000
		児童手当	22,995
		保育所等児童運営費	21,423
		保育園維持管理費	30,673
消防費	消防費	消防施設整備費	12,975
		情報教育推進費	4,578

支給率について、改めるため。

【結果】賛成全員の可決
◆平成26年度狛江市一般会計補正予算(第5号)

【提案理由】
一般会計予算を補正する必要が生じたため。

【主な質疑】
・指定寄付先はどこか。
・宮前保育園解体に関わる今後のスケジュールは。

ICT教育の指導補助の狙いは何か。
派遣保育士をお願いしている経過について。
初春まつり、桜まつりの内容は。

【結果】賛成全員の可決

総務文教常任委員会

◆狛江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

地方公務員法の一部を改正する法律(平成25年法律第79号)の施行に伴い、第3条に規定する任命権者の報告事項に職員の仕事の状況を加えるため。

【結果】賛成全員の可決

社会常任委員会

◆狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】
岩戸地域センターの建てかえに伴い、所要の改正をするため。

【主な質疑】

・若い世代の方々にも使っていないだけのように、広報をしていただきたいと思うが、何かお考えはあるか。

【結果】賛成全員の可決

◆狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

【提案理由】
都市計画税の税率の特例の期間を平成29年度までに延長するとともに、平成27年度から平成29年度までの各年度分の税率を100分の0・25から100分の0・225に改めるため。

【主な質疑】
・今後の見直しはどうなっているのか。

【結果】賛成全員の可決
◆狛江市指定介護予防支援等に関する条例

【提案理由】
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に伴い、介護保険法第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号及び第2号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、狛江市における指定介護予防支援事業者の指定に係る事業者の要件、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当介護予防支援の事業に関する基準に関する条例を制定する必要があるため。

【主な質疑】
・指定介護予防支援事業所の有する従業員の人数や運営に関する基準など定めるものだが、後退はないということか。

【結果】賛成全員の可決
◆狛江市地域包括支援センターの運営基準に関する条例

【提案理由】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に伴い、介護保険法第115条の46第5項の規定に基づき、狛江市における地域包括支援センターの運営基準を定める条例を制定する必要があるため。

【主な質疑】

・地域包括支援センターの職員について、資格や人数などを条例で定めるものであるが、後退はないということか。
【結果】賛成全員の可決
◆狛江市立和泉児童館の指定管理者の指定の期間の変更について

【提案理由】

狛江市立和泉児童館の指定管理者の指定の期間を変更するにあたり、議会の議決を経る必要があるため。

【主な質疑】

・今後どのような日程で建てかえ工事が行われるのか。
【結果】賛成全員の可決

家賃改定ルール改悪に反対し、安心して住み続けられる家賃制度を求める意見書

正木きよし議員に
辞職を求める決議

平成25年12月19日と平成26年3月26日、狛江市議会は二度にわたり正木きよし議員の辞職勧告決議を可決した。その理由は、長きにわたり市民税、固定資産税、国民健康保険税の税金を多額に滞納し、その額は延滞金を含め741万円にもなることが明らかとなり、調査の結果、大部分が事実であることが判明した。当初報道の大部分を否定し、不誠実な対応をしたことによるものである。二度にわたる辞職勧告決議にも応じることなく、いまだ十分な市民への謝罪及び説明責任すら果たしていないという行動は、余りに不誠実であり、無責任と言わざるを得ない。

こうした中、民主党狛江市議会レポート2014年5・6月号において、「一連の報道に対して」とする文章の中で説明をさせていたととし、「以前より、担当課と協議をして分割納付を実施していた事実があり、領収書で、正・副議長に確認をされていたと記述、配布がされた。」

このことについて議長及び副議長は平成26年12月16日開催の会派代表者会議において、確認をした事実はなく、正木議員同席のもと、納付履歴証明書の再確認により、逆に分割納付も行われていなかったことが確認されたと報告された。

本来、市民に対しては、長期多額の滞納に至った経緯や納付履歴の内容を正確に説明して反省すべきところ、この民主党狛江市議会レポートでは滞納した事実には触れず、事実ではない報告をあたかも正・副議長の名をもって事実であるかのように記載したことは、狛江市議会を代表する職員を利用しての許しがたい虚偽の広報行為であり、議会としても看過できないものである。

さらに、同じく平成26年12月16日開催の会派代表者会議において、主たる事務所の所在地が正木議員の自宅でもある政治団体「正木清君を育てる会」の収支報告書において、自署しなればならないとした会計責任者に、既に故人とならされている自身の実母(正木静子氏)の氏名を平成23年度分から平成25年度分までの3カ年、3回にわたり署名捺印して東京都選挙管理委員会に届け出たという事実についても明らかにした。公文書の虚偽記載にも当たる内容であり、道義的責任は免れない。

市議会議員という政治家として、納税や収支報告に対する意識や感覚が著しく欠如していると言わざるを得ない。事実を正確に説明することなく曖昧にし、虚偽の説明をしていること自体市民を欺く行為であり、不誠実きわまりない。同時に狛江市議会の信用を著しく失墜させる行為でもある。

よって狛江市議会は再度正木きよし議員に対し、市議会議員の職を辞するよう求めるものである。以上、決議する。

可決された意見書等

第4回定例会では4件の意見書・決議が提出され、うち2件を原案のとおり可決しました。可決された意見書の一部を紹介します。